

毎週火、金曜日発行（但休日なきときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良区の役員の就任及び退任  
新に行なう土地改良事業の施行認可
- ◇保安林指定の解除  
保安林の解除予定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 昭和三十七年度県立高等学校入学者第二次募集要項
- ◇公告 あん摩師試験等の合格者発表

## 告示

### 鳥取県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、七ヶ堰土地改良区、上砂見土地

改良区及び有富土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 七ヶ堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	亀尾 丹士	西伯郡西伯町大字福成
◇	植田 時男	◇
◇	植田 泰治	◇
◇	庄倉 喜愛	◇
◇	大塚 元計	◇
◇	亀尾 忠治	◇
◇	早田 英雄	◇
◇	野口忠次郎	◇
◇	野口 好雄	◇
◇	田子 寛美	◇
◇	宮倉 房次	◇
◇	富田 正夫	◇

清水川

福成

境

会見町大字三崎

就任した役員の氏名及び住所

富永 亀夫	寺内
石田 武治	寺内
西村 寿一	寺内
監事 亀尾 友典	西伯町大字福成
古木 種一	会見町大字三崎
理事 亀尾 忠治	西伯郡西伯町大字福成一、二、一、二
植田 時男	二、一一五
亀尾 友典	二、四〇三
野口 忠次郎	一、四八三
野口 好雄	八六五
早田 英雄	五一七
大塚 元計	清水川二二五
畠 広忠	一六七
宮倉 房次	境 九四九
田子 広高	九七七
大宮彦一郎	会見町大字三崎一〇八

上砂見土地改良区

昭和三十六年四月十二日通常総会において総選挙の結果  
果当選し四月十二日就任、任期二年

富永 亀雄	二九三
石田 武治	寺内 一〇
竹中 英行	寺内 一〇
植田 泰治	西伯町大字福成二、〇九〇
監事 岩崎 賢治	一、五〇六
西村 寿一	会見町大字寺内四〇六
理事 田中 寿男	鳥取市上砂見
財原 松蔵	〃
東 重美	〃
若狭 鉄治	〃
河本美喜蔵	〃
高橋 茂	〃
森尾 幸治	〃
監事 西村義太郎	〃

就任した役員の氏名及び住所

武田 藤市	〃
小林 清登	〃
理事 田中 寿男	鳥取市上砂見七七五
財原 松蔵	二〇〇
東 重美	一五八
宮橋 茂	二一三
宇治田 豊	七六八内一 七六八
武田 一郎	七三〇
武田 金一	七二二ノ二
武田 利男	七二三
監事 武田 藤市	七七二
宇治田貞治	七六九
田村 啓蔵	一一五

昭和三十七年二月五日臨時総会において総選挙の結果  
当選し二月十二日就任、任期二年

有富土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 本多 勇蔵	鳥取市有富
木下 定彦	〃
有田 寿男	〃
木村 義幸	〃
河田 一堯	〃
有田 治恵	〃
奥井 英敏	中村
小松 寿春	〃
谷本 孫市	〃
橋崎善太郎	〃
監事 東岡 俊春	有富
田川 幸市	中村
橋崎 繁昌	〃

就任した役員の氏名及び住所

理事 本田 勇蔵	鳥取市有富二七〇
木下 定彦	二六一
有田 寿男	二五八

〃 木村 義幸 〃 二五一  
 〃 有田 治恵 〃 二七七ノ一  
 〃 村上 勝男 〃 二九四  
 〃 奥井 英敏 〃 中村一三七  
 〃 小松 寿春 〃 八九  
 〃 橋崎善太郎 〃 三二八  
 〃 山崎 秀吉 〃 三九〇  
 監事 東岡 俊春 〃 有富二〇〇  
 〃 田川 幸市 〃 中村一六八ノ一  
 〃 山崎 忠蔵 〃 三三八

昭和三十六年二月十一日臨時總會において総選挙の結果当選し二月十二日就任、任期二年

鳥取県告示第七十号

佐野川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（かんがい排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年三月

十九日認可した。  
 昭和三十七年三月二十三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十一号

昭和三十七年二月二十八日付けで宝木村水尻土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（かんがい排水）については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年三月二十三日から二十日間とする。

二 縦覧場所

気高郡気高町大字奥沢見 宝木村水尻土地改良区事務所

鳥取県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次の森林について保安林を解除する。

昭和三十七年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡赤碕町大字赤碕字狐山一、一一五ノ四所在の森林  
 指定の目的 魚つき

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 東伯郡赤碕町大字赤碕 酒林文雄

鳥取県告示第七十三号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 福部村長

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和三十七年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年三月二十九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 自治会館

三 協議事項

1 鳥取県公明選挙推進協議会規約について

2 都道府県選挙管理委員会委員長会議及び都道府県選挙管理委員会連合会通常総会の状況報告

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十号

昭和三十七年度県立高等学校入学者の第二次募集を次の要項により行なう。

昭和三十七年三月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十七年度県立高等学校入学者

第二次募集要項

昭和三十七年度県立高等学校入学者第二次募集要項を次のとおり定める。

- 一 第二次募集を行なう高等学校及び募集生徒数
- 第二次募集を行なう高等学校及び募集生徒数は、別表のとおりとする。
- 二 入学出願資格

- 本県に在住し、次の各号に該当するもの
- 1 中学校を卒業したもの
  - 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の各号に該当するもの
- 三 出願手続
- 1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）に定める通学区域に従わなければならない。
  - 2 志願者は、入学志願書に所定の事項を記入のうえ、入学選抜手数料三百円に相当する鳥取県収入証紙をはり（消印してはならない。）出身学校長を経由して、出願期間内に志望校の校長あて提出しなければならない。
  - 3 入学志願書を受理した高等学校校長は、受験票を志願者に交付しなければならない。
  - 4 志願者の出身学校長は、出願期間内に志望校の校長に報告書を提出しなければならない。
- 四 出願期間及び受付場所

### 別表

- 1 出願期間 昭和三十七年三月二十二日（木）から二十六日（月）十二時まで（毎日午前九時から午後五時まで。但し、土曜日は十二時までとする。）
  - 2 受付場所 各志望校
  - 2 入学選抜学力検査
    - 1 検査日時場所 昭和三十七年三月二十七日午前九時三十分から志望校ごとに実施する。
    - 2 検査科目 中学校の履修教科目について行なう。
    - 六 機能検査、色神検査
- 昭和三十七年三月二十八日午後一時から、工業に関する課程の志願者に、志望校において実施する。

- 七 入学者の選抜
  - 1 出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行なう。
  - 八 入学選抜合格者の発表
  - 1 期日 昭和三十七年三月三十一日（土）十二時
  - 2 場所 各志望校
  - 九 注意事項
    - 1 入学志願書用紙及び報告書用紙は、志望先高等学校から受け取ること。
    - 2 本要項に関する質疑は、志望する高等学校においていただくこと。

学 校 名	区 分	定 科	名 称	課 程	所 在 地	募 集 生 徒 数
米子工業高等学校	全 日 制	工 業 科	機 械 課 程 電 氣 課 程	米子市博労町四丁目三二〇番地	六名	
					三三名	

